明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第九六類					
九六・〇一	雑品				
九六〇二・〇〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）				
九六・〇三	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品				
九六〇四・〇〇	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）				
九六〇五・〇〇	手ふるい				
九六・〇六	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）				
九六・〇七	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク				
九六・〇八	スライドファスナー及びその部分品				
九六・〇九	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク				
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）				
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット				
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わない。）				
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）				
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品				
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品				
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド				
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）				
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの				
第九七類					
	美術品、収集品及びこっとう				

			六・六%		
A	A	A	B	A	A
			7		

別添一　ナチュラルチーズ

1　ナチュラルチーズの表

品目番号	ナチュラルチーズの品名
Qb―一	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、原産地統制名称（Appellation d'origine Contrôlée。以下「AOC」という。）として登録されているエメンタール＊
Qb―二	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているグリュイエール＊（「ダルパージュ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―三	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているスプリンツ＊
Qb―四	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているヴァシュラン・フリブルジョワ＊
Qb―五	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているベルナー・アルプケーゼ＊又はベルナー・ホーベルケーゼ＊
Qb―六	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているフォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ＊
Qb―七	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているレティヴァ＊（「アレビベ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―八	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているラクレット・デュ・ヴァレ＊又はウォリザー・ラクレット＊
Qb―九	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているヴァシュラン・モンドール＊
Qb―十	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているテット・ドゥ・モワン＊又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・ベルレ＊
Qb―十一	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i)　生乳から生産されたもの (ii)　三箇月以上熟成させたもの (iii)　生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が三〇センチメートル以上三三センチメートル以下であって、一個の重量が六・四キログラム以上七・四キログラム以下のもの (iv)　脂肪分が全乾燥重量の一八％以上であって、水分が全重量の四〇％以上四九％以下のもの (v)　アッペンツェル・インナーローデン準州、アッペンツェル・アウサーローデン準州、ザンクト・ガレン州又はトゥールガウ州で生産されたもの
Qb―十二	次のすべての要件を満たすチーズ (i)　低温殺菌したミルクから生産されたもの (ii)　高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が六センチメートル以上八センチメートル以下であって、一個の重量が八八グラム以上一〇三グラム以下の円すい台形のもの (iii)　脂肪分が全乾燥重量の一・一％以上一・五％以下であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上五〇％以下のもの (iv)　グラールス州で生産されたもの